

7川健障施第217号  
令和7年5月1日

指定障害者支援施設	}	開設法人代表者様
指定障害福祉サービス事業所		
指定障害児入所施設		
指定一般相談支援事業所		
指定特定相談支援事業所		

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

令和7年度（令和6年度からの繰越分）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業の  
国庫補助協議について（依頼）

平素より、本市の障害福祉行政に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日付厚生労働省の事務連絡にて「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」の国庫補助協議が実施されることになりました。

つきましては、対象施設、事業内容等を御確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望される事業者におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。

1 事業の詳細について

別紙のとおり。

2 応募について

(1) 回答期日

**令和7年5月16日（金）まで**

(2) 回答方法

次の資料をメールで提出してください。

・応募する事業の回答様式【E x c e l】

ア 介護ロボット等の導入支援に応募の場合

→「01\_回答様式（介護ロボット等の導入支援事業）」

イ ICTの導入支援事業に応募の場合

→「02\_回答様式（ICTの導入支援事業）」

ウ 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援に応募の場合

→「03\_回答様式（介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業）」

- ・製品のカatalog【PDF】

- ・見積書【PDF】

→複数の業者から見積書を徴し、すべての見積書を提出すること。

応募する事業の回答様式については、最も価格が低い見積書の価格を記載すること。

### (3) 提出先

川崎市健康福祉局障害者施設指導課事業者指導担当

[40sidou@city.kawasaki.jp](mailto:40sidou@city.kawasaki.jp) までメールにて回答をお願いいたします。

※メールの件名に「介護テクノロジー導入支援事業\_〇〇(法人名)」と記載をお願いいたします。

## 3 その他要件等

- ・交付申請額が100万円を超える場合には2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければなりません。
- ・川崎市が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- ・交付決定後、令和7年度中に購入及び設置を行う必要があることに御留意ください。
- ・導入する機器を当該施設・事業所以外で使用することは、目的外使用となり認められません。
- ・国及び川崎市の予算動向等により、補助事業を実施しない場合や補助事業が採択されない場合があります。
- ・本事業により介護ロボット等やICTを導入した施設・事業所は、施設・事業所における介護ロボット等やICTの導入状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、概ね事業完了年度の翌年度の4月末日までに、川崎市に報告していただきます。
- ・本事業により介護ロボット等やICTを導入した施設・事業所は、実績報告書とは別に、概ね3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等やICTの導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、川崎市に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。なお、川崎市及び厚生労働省が活用事例として公表等を行う可能性があります。
- ・施設・事業所が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定してください。
- ・国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。（川崎市では、その他の視点を踏まえた上で、川崎市としての優

先順位を決定します。)

- ①介護ロボット等やICTの導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申した場合。
  - ②本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後概ね3か月以内に取得見込みであることを都道府県等が認めた場合。
- ・他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象とならないことに留意してください。
  - ・別紙1-1及び1-3で、介護ロボット等を導入する場合には以下の要件に留意してください。
    - ①導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
    - ②介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
    - ③介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
  - ・利用者の居室におけるプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外です。

問合せ先	川崎市健康福祉局障害者施設指導課事業者指導担当
電話	044-200-0082
FAX	044-200-3932
メール	<a href="mailto:40sidou@city.kawasaki.jp">40sidou@city.kawasaki.jp</a>

1-1	介護ロボット等の導入支援事業
(1) 対象施設	障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設
(2) 補助対象	<p>次の①から③の全ての要件を満たすもの。</p> <p>①目的要件 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」、「機能訓練支援」、「栄養管理支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。</p> <p>②技術的要件 ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。</p> <p>③市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>(想定される補助対象機器の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移乗介護：ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器</li> <li>・移動支援：障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器</li> <li>・排泄支援：排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器</li> <li>・見守り・コミュニケーション支援：センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器やプラットフォーム、コミュニケーションを支援する機器</li> <li>・入浴支援：ロボット技術を用いて入浴におけるケアや動作を支援する機器</li> <li>・機能訓練支援：身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器</li> <li>・食事・栄養管理支援：食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器</li> </ul> <p>なお、利用者の居室におけるプライバシーに配慮されていない</p>

別紙

	監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は補助対象外。
(3) 対象経費	介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。） ※介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外。 ※購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。
(4) 補助割合	直接補助：国 1 / 2 都道府県等 1 / 2 間接補助：国 1 / 2 都道府県等 1 / 4 事業者負担 1 / 4
(5) 導入機器 1 台当たりの補助対象額	・ 移乗介護、入浴支援 10 万円以上 100 万円以下 ・ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援、機能訓練支援、栄養管理支援 10 万円以上 30 万円以下 ※この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする。
(6) 1 施設・事業所に対する基準額（補助上限額）	・ 障害者支援施設 1 施設あたり：2,100 千円 ・ グループホーム 1 事業所あたり：1,500 千円 ・ その他事業所 1 事業所あたり：1,200 千円 ※障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、1 - 1 (1) の指定を複数受けている場合は、1 施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。

1 - 2	I C T の導入支援事業
(1) 対象施設	・ I C T 機器の導入支援 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設、一般相談支援、特定相談支援 ・ A I カメラ等の導入支援 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労

	移行支援、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設
(2) 補助対象	<p>①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）</p> <p>②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）</p> <p>③A Iカメラ等</p> <p>④通信環境機器等（W i - F i ルーターなど）</p> <p>⑤保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）</p> <p>※①については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。（例：障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したもの。）</p> <p>※②については、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。</li> <li>・バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。</li> </ul> <p>※③については、次の要件に該当する場合に対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。</li> <li>・居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。</li> <li>・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該</li> </ul>

	<p>映像等は「個人情報保護法」(平成15年法律第57号)第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。</li> <li>・カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。</li> <li>・撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。</li> </ul> <p>※④、⑤については、①、②、③の導入に必要なものに限り対象とする。</p> <p>※当該年度中に係る経費のみを補助対象とする。</p> <p>※購入を原則とし、リース又はレンタル費用については、補助対象外とする。</p> <p>※インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は補助対象外とする。</p>
(3) 対象経費	ICT導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金
(4) 補助割合	直接補助：国1/2 都道府県等1/2 間接補助：国1/2 都道府県等1/4 事業者負担1/4
(5) 1施設・事業所に対する基準額(補助上限額)	1施設又は事業所あたり：1,000千円
(6) その他留意事項	川崎市において、ICT導入に伴う研修会を開催します。本研修会への参加が、障害福祉サービス事業者等がICT導入に伴う補助を受けるための要件とされます。
1-3	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
(1) 対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護テクノロジーのパッケージ型による導入</li> <li>障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期</li> </ul>

	<p>入所、重度障害者包括支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り機器の導入に伴う通信環境整備</li> </ul> <p>障害者支援施設、共同生活援助</p>
(2) 補助対象	<p>介護ロボット等やICTを複数組み合わせる導入する場合。</p> <p>※介護ロボット等やICTの導入における要件や補助対象等については、1-1及び1-2の内容を準用する。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、1-1(5)に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。</p>
(3) 対象経費	<p>①介護テクノロジーのパッケージ型による導入に伴う経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ロボット等の導入支援の実施に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等の使用に要する費用に限る。)、役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)、補助金</li> <li>・ICTの導入支援の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金</li> </ul> <p>※1-1(2)及び1-2(2)①～③に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる導入に必要な経費が補助対象。</p> <p>※介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の申請にあたっては、介護ロボット等とICTを複数組み合わせることで、介護ロボット等やICTを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が補助対象。</p> <p>※ICTについては、1-2(2)④通信環境機器等及び⑤保守経費等は補助対象外とする。</p> <p>②見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金</li> <li>・障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次を対象とする。</li> </ul> <p>(通信環境整備に係る対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント)</li> </ul>

	<p>ト、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）</li> <li>・見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）</li> </ul> <p>※見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外。</p>
(4) 補助割合	<p>直接補助：国 1 / 2 都道府県等 1 / 2          間接補助：国 1 / 2 都道府県等 1 / 4 事業者負担 1 / 4</p>
(5) 1 施設・事業所に対する基準額（補助上限額）	<p>1 施設・事業所あたり：10,000 千円</p>
(6) その他留意事項	<p>介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の申請にあたっては、介護ロボット等とICTを複数組み合わせることで、介護ロボット等やICTを単独で導入するよりも効果が見込まれるような関連性のある機器が補助対象。</p>